朝日町長選挙及び朝日町議会議員選挙に投票できる人は

朝日町に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民で、平成７年４月27日以前の出生者。又、住所要件については転入の届出をした日から引き続き３か月以上朝日町に住所がある人で、平成27年１月20日以前の転入届出者（名簿登録基準日が、平成27年４月20日のため）次の表を参照してください。

	区　　分	投票の可否	要　　件
1	平成27年１月20日以前に住民となっている人又は同日（転入届出日）以前に転入し、４月26日に至る人	朝日町で投票できます。	朝日町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
2	平成27年１月21日（転入届出日）以降に転入した人	投票できません。	
3	平成27年４月26日（転出異動日）までに転出した人	投票できません。	

＊投票は指定場所で

投票日の投票は、右に記載されている投票所で投票してください。他の投票所では、投票できませんのでご注意ください。

投票所は

あなたのお住まい地区	場　　所
縄生、朝日ケ丘	縄生公民館
小向、白梅西、白梅東、向陽台	保健福祉センター
柿、山王谷	柿公民館
埋縄	埋縄公民館

＊投票日に投票できない人は期日前投票を

自営業の人、冠婚葬祭等の予定のある人、また、レジャーや買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない人も、「期日前投票」ができます。

期日前投票ができる期間

三重県知事選挙…３月27日（金）～４月11日（土）
三重県議会議員選挙…４月４日（土）～４月11日（土）
朝日町長選挙…４月22日（水）～４月25日（土）
朝日町議会議員選挙…４月22日（水）～４月25日（土）

各期間中、午前８時30分から午後８時まで朝日町役場において行います。病院、老人ホームなどにおける不在者投票については従来どおりできます。又、身体に重度の障害があり、一定の要件を満たす人は、郵便による在宅投票制度があります。早く手続きを済まさないと投票することができない場合があります。詳しくは選挙管理委員会（総務課内）にお問い合わせください。377－5651

開票は午後９時から

三重県知事選挙
三重県議会議員選挙　4月12日（日）

朝日町長選挙
朝日町議会議員選挙　4月26日（日）

場　所　保健福祉センター